

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年

宮本広報第409号
平成25年9月10日
宮城県警察本部長

警察広報活動推進員運用要綱の改正について（通達）

警察広報活動推進員の運用については、「警察広報活動推進員運用要綱の制定について（通達）」（平成9年4月1日付け宮警本広第130号）、「警察広報活動推進員運用要綱の一部改正について（通達）」（平成16年9月14日付け宮本広第171号）及び「警察広報活動推進員運用要綱の一部改正について（通達）」（平成19年1月12日付け宮本広第24号）により実施してきたところであるが、平成25年度の組織機構改編により、総務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）が廃止され、同部に広報広聴課が新設されたことに伴い、警察広報活動推進員運用要綱を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記3通達は廃止する。

警察広報活動推進員運用要綱

1 趣旨

この要綱は、警察広報活動推進員（以下「広報推進員」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 広報推進員の取扱い

広報推進員は、「宮城県警察非常勤職員就業要綱の一部改正について（通達）」（平成22年7月12日付け宮本務第1074号。以下「就業要綱」という。）第2-2に規定する非常勤職員とし、その取扱いについては、就業要綱に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

3 任用の基準

広報推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者で、次に掲げる要件を満たすもののうちから、警察本部長が任用する。

- (1) 原則として18歳以上31歳未満の未婚の女性であること。ただし、再任の場合はおおむね34歳までの未婚の女性とする。
- (2) 身長がおおむね155センチメートル以上であり、体重がおおむね40キログラム以上であること。
- (3) 心身ともに健康で、体力的に訓練及び活動に耐えられる者であること。
- (4) 音楽的素養、リズム感覚等を有する者であること。

4 職務

- (1) 広報推進員の職務は、次のとおりとする。

ア 「宮城県警察カラーガード隊設置要綱の改正について（通達）」（平成25年9月10日付け宮本広報第408号）に規定する宮城県警察カラーガード隊（以下「カラーガード隊」という。）の活動に関すること。

イ 警察広報活動の企画及び研究に関すること。

ウ その他警察広報に関すること。

- (2) 広報推進員は、主として前記アのカラーガード隊として活動するものとし、同活動を行わない場合に前記イ及びウの職務を行うものとする。

5 指導監督等

- (1) 総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、前記4の職務が最高度に発揮されるよう効果的な運用に務めなければならない。

- (2) 広報広聴課長は、広報推進員の職務に関し必要な訓練、事務処理要領その他必要と認める事項について指導教養を行うとともに、広報推進員を指揮監督するものとする。

6 職務活動上の留意事項

- (1) 広報推進員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

ア 常に静粛で礼儀を重んじ、かつ、秩序正しくなければならない。

イ 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ウ 勤務時間中は、職務に専念しなければならない。

エ 給貸与品及び自己の使用に係る物品の取扱いについては、常に適切な注意を払い、これを保管する責任を負わなければならない。

オ いかかわしい人と交際し、又はいかかわしい場所に立ち入ってはならない。

カ 支払能力以上の負債をしてはならない。

(2) 広報推進員は、その職務に従事するに当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 常に健康な心身を保持し、技術の体得・錬磨に努めること。

イ 常に規律を守り、品位を養うとともに、清潔かつ端正な服装及び態度に努めること。

ウ 常に奉仕の精神を持ち、適切な市民応接に努めること。

エ 職務によっては、準備運動を徹底するなど受傷事故の防止に努めること。

7 勤務日、勤務時間及び勤務場所

(1) 広報広聴課長は、広報推進員の毎月の活動計画を策定し、勤務日を割り振るものとする。

(2) 広報推進員の勤務時間の割り振りは、原則として午前8時30分から午後3時15分までとする。

(3) 広報推進員の勤務場所は、総務部広報広聴課、宮城県警察音楽隊及びカラーガード隊の執務室その他広報広聴課長が指示する場所とする。

8 辞職等

(1) 広報推進員は、任用期間の途中において辞職しようとするときは、広報広聴課長の承認を受けなければならない。

(2) 広報広聴課長は、広報推進員が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、広報推進員の職を免ずることができる。

ア 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

イ 前記6-(1)-イ又はウの規定に違反した場合

ウ 前記イのほか著しく警察の信用を失墜する行為を行った場合

9 報告

広報推進員は、次に掲げる事項について広報広聴課長に報告するものとする。この場合において、(2)から(4)までの事項に該当するときは、速報するものとする。

(1) 勤務日における勤務状況を記録した勤務日誌（別記様式第1号）

(2) 職務上の紛議及び苦情

(3) 公務上の負傷及び通勤中における交通事故

(4) その他広報広聴課長が必要と認める事項

